

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

椎葉村長 椎 葉 晃 充

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ・古枝尾 地区
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日
 - ・平成 28 年 3 月 4 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - ・経営体数

法人	0	経営体
個人	6	経営体
集落営農	0	組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。
 - ・担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理事業の活用方針
 - ・担い手の分散錯圖解消に協力する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・生產品目の明確化
 - ・複合化
 - ・新規就農の促進